

ケアハウス故郷の家・京都 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設 置 者 の 名 称	社会福祉法人こころの家族
法 人 所 在 地	大阪府堺市南区檜尾3360-12
代 表 者 氏 名	理事長 田内 基
電 話 番 号	072-271-0881
設 立 年 月 日	昭和63年9月29日

2. ご利用施設

施 設 の 名 称	ケアハウス故郷の家・京都
施 設 の 所 在 地	京都市南区東九条南松ノ木町47
施 設 長 名	金 滋榮
電 話 番 号	075-691-4448
F A X 番 号	075-691-4424
開 設 年 月 日	平成21年1月1日
定 員	20名

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	1 社会福祉法人こころの家族が設置運営するケアハウス故郷の家・京都（以下「本施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づきご契約者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とします。 2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによります。
施設運営の方針	1 本施設は、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日住生活を営むことについて不安があると認められるものであって、ご家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、ご契約者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。 2 ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場にたった施設サービスを提供できるように努める。 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 利用要件

- (1) 年齢が60歳以上であること。(ただし、ご契約者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、要相談。)
- (2) ご家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人が得られること。ただし真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は相談に応じます。

5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置
1. 施設長（管理者）	総括	1名 兼務
2. 事務員	庶務、会計業務	常勤 1名以上
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	常勤 1名以上
4. 介護職員	日常生活の支援・援助	常勤換算方法 1名

6. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種 類	内 容
食 事	【食事時間】 朝食 7時30分 ～ 9時00分 昼食 11時30分 ～ 13時00分 夕食 17時30分 ～ 19時00分 衛生上1時間に限り取り置きをすることができます
入 浴	入 浴 日 月曜日～土曜日 入浴時間 10時00分 ～ 17時00分（相談に応じます）
健 康 管 理	健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。 ご契約者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。
相談及び援助	各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

(2) 基準外のサービス

種 類	内 容
理美容	月に1回、理容師もしくは美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。（費用実費）

貴重品管理	ご契約者の貴重品管理サービスをさせていただきます。 (事務手数料…貴重品管理に係る人件費、事務費等：1日あたり 100円) ○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金 ○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書 ○保管管理者：施設長 ○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ※ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。 ※ 貴重品管理サービスをご利用されない場合は、貴重品の紛失等につきましては当施設において責任を負いかねることもございますので、保管等につきましては十分ご注意ください。
レクリエーション費	ご契約者の希望により、季節ごとのレクリエーションに参加していただくことができます。(費用実費)
持込の電化製品に関わる電気代	消費電力に見合った金額をご負担いただきます。 例：テレビ 30円／日、 冷蔵庫（一人用）50円／日 電気ポット 50円／日、電気毛布 30円／日

7. 利用料

ケアハウス故郷の家・京都 利用者階層別料金表（月額） [単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	水道光熱費	計
1	1,500,000円以下	48,765	10,160	33,000	10,000	101,925
2	1,500,000円 ～ 1,600,000円	48,765	13,210	33,000	10,000	104,975
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	48,765	16,260	33,000	10,000	108,025
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	48,765	19,310	33,000	10,000	111,075
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	48,765	22,360	33,000	10,000	114,125
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	48,765	25,400	33,000	10,000	117,165
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	48,765	30,490	33,000	10,000	122,255
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	48,765	35,570	33,000	10,000	127,335
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	48,765	40,650	33,000	10,000	132,415
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	48,765	45,730	33,000	10,000	137,495
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	48,765	50,810	33,000	10,000	142,575
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	48,765	56,410	33,000	10,000	148,175
13	2,600,001円 以上	48,765	56,410	33,000	10,000	148,175
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,170円を加算します。						
但し、京都市が定める軽費老人ホームがご契約者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を致します。						

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は上表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、それぞれ7,000円とします。

8. 利用料の請求及び支払い

入居料金は上表を基に1か月ごとに計算しますので、翌月の20日にゆうちょ銀行の指定口座からのお引き落としによりお支払い下さい。また、基準外サービス等については、サービスを受けた時点でお支払いいただく場合があります。

9. 原状回復の費用の請求及び支払い

退居時の原状回復については、各居室の掃除費用を請求させていただきます。その他、壁紙の張り替え、床や柱、備品設備の補修は状態に応じて請求させていただきます。

費用につきましては、利用料と併せて請求もしくは業者より請求させていただく場合があります。

10. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	面会時間 9：00～21：00 ※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 ※なお、来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮ください。
外出・外泊	外出、外泊をされる場合は、必ずお申し出下さい。
喫 煙	施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
迷惑行為等	○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○当施設の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

11. 個人情報の保護

職員は、ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得たご契約者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご契約者又はそのご家族等の了解を得るものとします。

1 2. 高齢者虐待の防止

ご契約者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員がご契約者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 3. 緊急時の対応

ご契約者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

1 4. 第三者評価の実施について

当施設では、当施設が提供するサービスへの評価を受けることで、常にその改善を図るため、第三者評価を受診しています。

○ 直近の第三者評価の実施状況

時 期 令和 7 年 3 月 15 日
実施機関 京都ボランティア協会
評価結果 施設受付で閲覧できます。

1 5. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：尹 榮淑（生活相談員）

ご利用時間： 9 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分

電話 075-691-4448

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

京都市南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地：京都市南区西九条南田町 1-3 電 話：075-681-3296 FAX：075-681-3390
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電 話：075-354-9090 FAX：075-354-9055
京都府 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都 5 階 京都府社会福祉協議会内 電 話：252-2152 FAX：212-6310

※ 苦情解決責任者 金 滋榮（役職：施設長）

※ 苦情処理第三者委員

(1) 野田 邦子 (弁護士)

大阪市北区西天満 1 丁目 8 番 9 号 ヴィークタワー O S A K A 2908 号
野田総合法律事務所 電話：06-6316-0256

(2) 朴 錫勇 (医師)

京都市南区東九条明田町 39
札ノ辻診療所 電話：075-681-4848

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面の交付を受けました。

年 月 日

契約者

住 所

氏 名

印

代筆者

私は、契約者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

(契約者との関係

)

説 明 者

ケアハウス故郷の家・京都

職・氏名

印